

○上天草市病院企業パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び
費用弁償に関する規程

令和2年1月7日病院事業管理規程第1号

上天草市病院企業パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び
費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年上天草市条例第8号。以下「上天草市パートタイム会計年度任用職員条例」という。）に定めるもののほか、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる範囲内における基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が38時間45分であるとした場合において、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして、上天草市病院企業フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年1月7日病院事業管理規程第2号）第4条の給料表を準用したときに得た額をいう。以下同じ。）とし、次項から第4項までに規定する計算により決定するものとする。この場合において、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年上天草市条例第26号。以下「上天草市病院企業職員給与条例」という。）第7条に定める地域手当については、同条の例により計算された額を基準月額に加算するものとする。

- (1) 医療技術職 1級11号給から2級25号給まで
- (2) 看護職 1級1号給から2級29号給まで
- (3) 事務職 1級1号給から1級25号給まで
- (4) 技能労務職 1級1号給から1級41号給まで

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの通常の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

5 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び当直勤務報酬、期末手当並びに費用弁償を支給する。

（特殊勤務報酬）

第3条 パートタイム会計年度任用職員が上天草市病院企業職員給与条例第11条に規定する種類の勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を支給する。

（時間外勤務報酬）

第4条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬については、上天草市パートタイム会計年度任用職員条例第4条の規定の例による。

（休日勤務割増報酬）

第5条 パートタイム会計年度任用職員であって、休日及び代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられたもの（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。

（夜間勤務割増報酬）

第6条 パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務割増報酬については、上天草市パートタイム会計年度任用職員条例第6条の規定の例による。

（当直勤務報酬）

第7条 パートタイム会計年度任用職員が上天草市病院企業職員給与条例第1

5条に規定する当直勤務に従事したときは、当直勤務報酬を支給する。

(期末手当)

第8条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当については、上天草市パートタイム会計年度任用職員条例第8条第1項の規定の例による。

(報酬の支給方法等)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬(特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び当直勤務報酬を含む。以下この条において同じ。)は、月の1日から末日までを計算期間とし、上天草市病院事業管理者が別に定める日に支給する。

2 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日からの報酬を支給する。

3 パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。

4 月額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に前2項の規定により報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき、又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その計算期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬の額の算出)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額については、上天草市パートタイム会計年度任用職員条例第10条の規定の例による。

(報酬の減額)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額については、上天草市パートタイム会計年度任用職員条例第11条の規定の例による。

(報酬からの控除)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の報酬からの控除については、上天草市パートタイム会計年度任用職員条例第12条の規定の例による。

(通勤に係る費用弁償)

第13条 パートタイム会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償す

る。

2 通勤に係る費用弁償は、上天草市病院企業職員給与条例第9条の規定の例による。この場合において、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して、上天草市病院事業管理者が別に定める。

(出張に係る費用弁償)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の職務のため旅行したときは、出張に係る費用を弁償する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項は、上天草市病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。